

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	令和2年度 第25回委員会 令和2年8月18日（火） 於. 橿原市役所 分庁舎3階 会議室B	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 山本 勝昭 事務局 危機管理部長、危機管理部副部長兼契約検査課長 検査技監、契約検査課課長補佐2名 契約検査課統括調整員1名	
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日	
抽出案件	総件数 7件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 81件
事後審査型条件付き 一般競争入札	2件	事後審査型条件付き一般競争入札 36件
指名競争入札	0件	指名競争入札 2件
総合評価落札方式	1件	総合評価落札方式 1件
プロポーザル方式	0件	プロポーザル方式 3件
随意契約	2件	随意契約 21件
条件付き一般競争入札	0件	条件付き一般競争入札 7件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
条件付き一般競争入札 (事後審査あり)	2件	条件付き一般競争入札 (事後審査あり) 11件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
特になし	
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案1〔真菅・畝傍北小学校プールサイド改修工事〕について	
くじの結果ではあるが、落札業者と最低制限価格未達の落札外（低）業者との金額差が大きく、コスト面から考え問題が残る。今後の対応策は考えているのか？	最低制限基準金額未達で応札した業者が全体の60%以上の場合、その中から落札者を決定する迂くじ引きすると平成25年度に入札制度を改正した。
抽出事案2〔各小学校ガス配管改修工事（第1期）に伴う設計委託〕について	
対象業者が15者あるにも関わらず、最終的に参加者が1者となり、更に落札率100%であった。予定価格を事前公表しているとはいえ、この結果を踏まえ、今後継続的に発注されていく業務であるため、競争性を確保する取り組みが必要である。	
抽出事案3〔橿原市浄化センター長期包括運営委託事業〕について	
変化の激しい現代において、契約期間が14年間とは長く感じるが、その理由は何か？	施設の大規模改修を勘案し設定したと聞いている。 ※再度担当課へ確認したところ、修繕サイクル等から計算した利益率から設定したとのこと。
公共施設には技術革新を採択する必要がある、運営も効率化とサービスの向上を図っていかねばならない。長期包括は安定的に経済性が確保できる面はあるが、目まぐるしい技術進歩の取入れにも配慮が必要と思われる。	
抽出事案5〔令和元年度（1月～3月分）コピー用紙購入〕について	
特殊性がないコピー用紙に対して、新たな入札を行うことが不利との理由は何か？	残期間分の数量は当初予定数量に比べて少なくなるため、落札単価が上がる可能性がある。また、紙不足から当初契約も一度不調になっているため、同条件で引き続き契約できることは有利と考えられる。
抽出事案6〔令和元年度生活保護受給者健康管理事業の実施に向けた調査・分析事業〕について	
参加業者が1者、入札率100%であるにも関わらず、競争性が確保されているとの判断に疑問がある。事務局の見解を聞きたい。	当該業務を履行可能な業者は複数あることを把握していたので、1者のみ参加になるとは予見できなかった。また、参考見積を徴収し予定価格を設定したため、その金額で応札され100%となった。
このような場合、随意契約へ移行し価格交渉できないのか？	現在、1者であっても入札執行する運用であるため、予定価格以下であれば落札となり随意契約は不可能である。
本事案は参考見積業者が、その価格で落札したことに問題があると思われる。今後は、同様の事態が起きた場合の回避策を検討・工夫してもらいたい。	
非常に短い履行期間の設定にも問題がある。参加者を増やし競争性を確保するためにも適正な履行期間は確保する必要がある。今後は、発注時期の平準化に努め、適正な履行期間の設定をしてもらいたい。	

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案7〔今井まちなみ交流センター専用光ファイバ回線使用業務〕について	
積算金額と積算総額の違いは何か？	積算金額は当該年度に支払い予定の設置費用で、積算総額は3年間の使用料を合算したものである。
対象者が300者以上いるなかで参加者が1者となった理由をどのように考えているか？	結果として偶発的なものと考えますが、より競争性を高めるべく、特に参加者が少ないと思われる案件は、公告後に積極的な勧奨等の工夫をしていきたい。 また、必要に応じて指名競争入札へ切り替えることも検討していく。
<建設工事種別の発注統計について>	
特になし	
<工事成績について>	
B評価とC評価に集中していることについて、今後として更にA評価を取れるように業者へ指導等の取り組みや工事の質を上げる施策を考えているか。	現行の採点基準では、相当の事がない限りA評価にはならない。 また、B評価が増えている結果は、検査等での指導の成果であり、工事業者の資質が向上していると考えている。 よって、現状でのA評価取得の取り組みは行っていない。
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
特になし	
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、令和3年2月に開催予定。	